

国会

ベトナム社会主義共和国
独立、自由、幸福

法律番号：13/2012/QH13

ハノイ、2012年6月20日

司法鑑定法

1992年改正ベトナム社会主義共和国憲法（国会決議 51/2001/QH10 により複数箇所、改正、補充）に基づいて、国会はここに司法鑑定法を制定するものである。

第1章

一般規定

第1条 適用範囲

本法律は、司法鑑定官、司法鑑定組織、事件司法鑑定人、事件司法鑑定組織、および、司法鑑定活動における鑑定費用、鑑定制度、鑑定政策、および鑑定組織、司法鑑定活動に関する国家機関の責任について規定する。

第2条 語句の解釈

本法律においては、各語句の解釈は下記に掲げる通りとする。

1. 「司法鑑定」とは、司法鑑定人が訴訟手続き執行機関・執行人の要請に基づき、科学的かつ技術的な手段・方法、および専門知識を用いて、捜査、起訴、裁判、刑事事件の判決執行、民事事件、行政事件の解決、または本法律に規定する鑑定要求人の要求に関する問題について鑑定結論を出すことを意味する。
2. 「鑑定意見要請人」には、訴訟手続き執行機関および訴訟手続き執行人が含まれる。
3. 「鑑定要求人」とは、訴訟手続き執行機関および訴訟手続き執行人に鑑定を提案し、一旦拒否されても、依然鑑定意見を要求する権利のある人物を意味する。鑑定意見を要求する権利のある人物には、民事事件、行政事件の当事者、民事原告、民事被告、刑事事件の利害関係人、またはその代理人が含まれる。但し、当該鑑定要求が、被疑者または被告人の刑事責任の確定に関係する場合は除く。
4. 「個人司法鑑定人、司法鑑定組織」には、司法鑑定官、事件司法鑑定人、司法鑑定人、公的司法鑑定組織、民間司法鑑定組織、および事件司法鑑定組織が含まれる。
5. 「司法鑑定人」には、司法鑑定官、および事件司法鑑定人が含まれる。
6. 「司法鑑定官」とは、本法律第7条第1項に規定する資格を全て備えた人物であって、また、司法鑑定実施の管轄権を付与された国家機関も意味する。

7. 「事件司法鑑定人」とは、本法律第 18 条第 1 項または第 2 項および第 20 条に規定する資格を備えた人物であつて、鑑定意見を求められ、また鑑定を要求される者を意味する。
8. 「事件司法鑑定組織」とは、本法律第 19 条および第 20 条に規定する機関または組織であつて、鑑定意見を求められ、また鑑定を要求される者を意味する。

第 3 条 司法鑑定実施原則

1. 法律を遵守し、専門職規範を守ること。
2. 正直さ、正確さ、客観性、公平性、迅速性。
3. 要求された範囲内の問題についてのみ、専門的結論を出すこと。
4. 鑑定結論についての法的責任を負うこと。

第 4 条 司法鑑定活動に従事する組織および個人の責任

1. 鑑定意見を求められ、また司法鑑定を要求される組織および個人は、本法律および他の関連法の規定に基づく司法鑑定の実施について責任を負うものとする。
2. 組織および個人は、本法律および他の関連法の規定に基づいて司法鑑定人が実施する司法鑑定の実施条件を整える責任を負うものとする。

第 5 条 司法鑑定活動に関する国家政策

1. 国は、法鑑定の需要が増大している分野において、法的訴訟活動のための要求を正常に満たすため、公的司法鑑定の組織体系に投資し発展させ、また、民間司法鑑定組織の発展のために有利な条件を整備する奨励策を採るものとする。
2. 国は、司法鑑定人の専門職育成優先政策を採るものとする。

第 6 条 禁止行為

1. 正当な理由なく、司法鑑定結論を下すことを拒否すること。
2. 故意に、不正な司法鑑定結論を下すこと。
3. 故意に、司法鑑定の実施期間を引き延ばすこと。
4. 司法鑑定の実施を、自己の利益のために利用すること。
5. 司法鑑定中に知り得た秘密情報を、許可なく公開すること。
6. 不正な司法鑑定結論を下すよう、司法鑑定人を扇動、強要すること。
7. 司法鑑定人による鑑定の実施を干渉、妨害すること。

第 2 章

司法鑑定官

第7条 司法鑑定官の任命基準

1. ベトナムに在住するベトナム公民で、下記に掲げる全ての基準を満たす者は、審査を受け、司法鑑定官に任命される権利を有するものとする。
 - a) 健康で、道徳的な人柄の持ち主。
 - b) 大学卒またはそれ以上の学歴があり、また研修面で5年以上の専門活動の経歴がある者。
法医学鑑定組織、司法精神鑑定組織、犯罪科学組織において、鑑定活動を直接支援する法医学鑑定官、司法精神鑑定官、犯罪科学鑑定官への任命提案を受ける人物の場合は、その専門活動の実習経歴は3年以上とする。
 - c) 法医学鑑定、司法精神鑑定、および犯罪科学の分野において、司法鑑定官任命の提案を受けるためには、鑑定専門家の実習証明書または育成証明書を必要とする。
2. 下記に掲げるいずれかの項目に該当する人物は、司法鑑定官に就任できないものとする。
 - a) 民事行為能力のない者、または限定的な民事行為能力しか持たない者。
 - b) 刑事責任を問われて告訴されている者。被有罪宣告人であって、その不作為犯、または故意に犯した「比較的軽微な犯罪」の前科抹消が未だ済んでいない者。故意に、「重大な犯罪」、「著しく重大な犯罪」、または「特別著しく重大な犯罪」を犯した者。
 - c) 村、区、町において、強制更生施設または強制教育施設に収容され、行政教育措置の対象となっている者。
3. 省大臣または省級機関の長は司法大臣と協議の上、本条第1項の、司法鑑定官に関する管理、管轄権の分野の細則を規定するものとする。

第8条 司法鑑定官就任志望書

1. 司法鑑定官就任志望書。
2. 就任を志望する専門分野に適合した大学またはそれ以上の教育機関の卒業証書の写し。
3. 履歴書および司法履歴書（無前科証明書）。
4. 司法鑑定官就任志望者の、機関・組織における専門職活動の実働期間証明書。
5. 法医学、司法精神鑑定、および犯罪科学の分野における司法鑑定官の任命提案のための実習証明書または鑑定専門家研修の証明書。
6. 任命提案を受けた人物が、鑑定分野の管理管轄権を有する省大臣または省級機関の長の定めた資格を満たすことを証明するその他の書類。

第9条 司法鑑定官の任命権、任命手順、任命手続き

1. 医療大臣は、中央機関において活動する法医学鑑定官および司法精神鑑定官を任命するものとする。
公安大臣は、中央機関で活動する、犯罪行為に関する犯罪科学鑑定官を任命するものとする。

省大臣または省級機関の長は、自身の管理下にある中央機関において、その他の分野で活動する司法鑑定官を任命するものとする。

省および中央直轄市（以降、「省級」と総称する。）の人民委員会議長は、地域で活動する司法鑑定官を任命するものとする。

2. 国防省および公安省は、本法律第 7 条第 1 項に規定の基準を完全に満たす人物の選任について責任を負うものとし、また、医療大臣が医療省で活動する法医学鑑定官を任命するに当たっては、提言を行うものとする。

国防省は、本法律第 7 条第 1 項に規定の基準を完全に満たす人物の選任について責任を負い、また、公安大臣が公安省で活動する犯罪科学鑑定官を任命するに当たっては、提言を行うものとする。

省および省級機関の司法鑑定活動の管理に任せられた部署の長は、本法律第 7 条第 1 項に規定の基準を完全に満たす人物の選任について責任を負うものとし、また、省大臣または省級機関の長が、自らの管理管轄下の司法鑑定活動に従事する司法鑑定官を任命するに当たっては、提言を行うものとする。

省級人民委員会の司法鑑定事務所門を統括・管理する専門機関の長は、司法局の局長と連携して、本法律第 7 条第 1 項に規定の基準を完全に満たす人物の選任に当たり、本法律第 8 条に定める司法鑑定官任命に対する提案書を受け取り、また、省級人民委員会議長が地域で活動する司法鑑定官を任命するに当たっては、提言を行うものとする。

省大臣、省級機関の長、または省級人民委員会議長は、有効かつ不備のない提案書を受領してから 20 日以内に、司法鑑定官の任命を決定するものとする。任命しない場合は、要請者に対して、書面でその理由を明記の上回答するものとする。

3. 各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会は、司法鑑定官名簿を作成・発行し、各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会のポータル・サイトに掲載するものとする。同時に、司法鑑定官の総合名簿作成のため、当該名簿を司法省に送付するものとする。

第 10 条 司法鑑定官の解任

1. 下記に掲げる場合は、司法鑑定官は解任されるものとする。
 - a) 本法律第 7 条第 1 項に規定する基準を満たせなくなったとき。
 - b) 本法律第 7 条第 2 項に規定する内のいずれかの場合に該当するとき。
 - c) 司法鑑定において故意に法律違反を犯し、警告処分以上の懲戒処分を受けたか、または行政罰を受けた場合。
 - d) 本法律第 6 条に定める行為のいずれか一つでも行った場合。
 - dd) 幹部公務員、公務員、軍将校、人民公安員、職業軍人、または国防軍職員である司法鑑定官の要請により、その定年退職または辞職が決定した場合。
2. 司法鑑定官の解任書には、下記に掲げる内容を含むものとする。
 - a) 司法鑑定官の任命を提案した機関・組織の、当該司法鑑定官の解任要求書。
 - b) 当該司法鑑定官が本条第 1 項に定めるいずれかの状況に該当することを証明する文書。

3. 公安大臣および国防大臣は、医療大臣の管理管轄権下にある法医学鑑定官の解任を検討し、医療大臣に提案するものとする。

国防大臣は、公安大臣の管理管轄権下にある犯罪科学鑑定官の解任を検討し、公安大臣に提案するものとする。

省大臣または省級機関の長は、省および省級機関の司法鑑定活動の管理に任ぜられた部署の長の提案があった場合は、中央機関で活動する管理管轄下の司法鑑定官を解任するものとする。

省級人民委員会の議長は、人民委員会の専門機関の長が司法局の局長と協議した後に、提案してきた場合は、地域で活動する司法鑑定官を解任するものとする。

4. 省大臣、省級機関の長、および省級人民委員会は、有効かつ不備のない提案書を受領してから 10 日以内に、司法鑑定官の解任を検討、決定し、それぞれの省、省級機関、および省級人民委員会のポータル・サイトに掲載している司法鑑定官名簿を訂正し、また司法鑑定官の総合名簿の訂正のため、当該名簿を司法省に送付するものとする。

第 11 条 司法鑑定官の権限と義務

1. 鑑定意見の要請・要求があった場合、「鑑定要求人」の要求があった場合、または鑑定意見の要請・要求を受けた機関・組織に任命された場合に、鑑定を実施することができる。
2. 鑑定内容が鑑定能力を超える場合、鑑定対象物および関連文書が不十分、または鑑定結論を出すには無価値な場合、あるいは鑑定を実施する時間がないか、またはその他の正当な理由がある場合に、鑑定を拒否することができる。鑑定を拒否する場合は、鑑定意見要請決定書または鑑定要求書を受領してから 5 日以内に、「鑑定意見要請人」または「鑑定要求人」に対して、書面で拒否理由を明記して通知するものとする。
3. 鑑定技術、法律知識の専門家研修クラスに参加できる。
4. 本法律第 15 条に規定する資格を満たせば、司法鑑定事務所を設立することができる。
5. 団体法の規定に基づいて、司法鑑定士協会を制定し、参加することができる。
6. 本法律および他の関連法の規定に基づく制度と政策を享受することができる。
7. 本法律第 23 条および第 34 条第 1 項に規定する権限と義務。

第 3 章

司法鑑定組織

第 1 節

公的司法鑑定組織

第 12 条 公的司法鑑定組織

1. 公的司法鑑定組織とは、法医学、司法精神鑑定、および犯罪科学の分野において設立される国家管轄機関を意味する。

必要な場合、省大臣、省級機関の長、および省級人民委員会議長は、その他の分野における公的司法鑑定組織の設立を検討、決定し、または、司法大臣と協議して合意に達した後、管轄機関に対して当該公的司法鑑定組織の設立を提案するものとする。

2. 公的司法鑑定組織には、下記に掲げる法医学組織を含むものとする。

- a) 医療省 国立法医学研究所。
- b) 省立法医学センター。
- c) 国防省 法医学研究所。
- d) 公安省 犯罪科学研究所所属法医学鑑定センター。

3. 公的司法鑑定組織には、下記に掲げる司法精神鑑定組織を含むものとする。

- a) 医療省 中央司法精神鑑定研究所。
- b) 医療省 地域司法精神鑑定センター。

訴訟手続きに関する司法精神鑑定の要求に基づき、またベトナムの地域、地方の実情に応じて、医療大臣は、司法大臣と協議して合意に達した後、地域司法精神鑑定センターの設立を検討、決定するものとする。

4. 公的司法鑑定組織には、犯罪科学組織を含むものとする。

- a) 公安省 犯罪科学研究所。
- b) 省級公安 犯罪科学部。
- c) 国防省 犯罪科学鑑定部。

5. 省級公安所属の犯罪科学部は、地域の必要性と実情に応じて、検視を行う法医学鑑定官を配置するものとする。

6. 各公的司法鑑定組織は、法律の定めるところにより、個別の印鑑と口座を持つものとする。

7. 政府は、本条に規定する公的司法鑑定組織の職務、任務、組織構造、業務体制に関する細則を制定するものとする。

第13条 公的司法鑑定組織のための施設の保障

1. 公的司法鑑定組織は、国が、その施設、資金、設備、機器、およびその他の司法鑑定の実施に必要な条件を保障するものとする。

2. 公的司法鑑定組織の活動資金は、国家予算および法律に定めるその他の歳入によって保障されるものとする。

3. 医療省は、法医学および司法精神鑑定分野の公的司法鑑定組織の鑑定施設、設備、機器、の諸条件を規定するものとする。

公安省は、犯罪科学分野の公的司法鑑定組織の鑑定施設、設備、機器の諸条件を規定するものとする。

第2節 民間司法鑑定組織

第14条 司法鑑定事務所

1. 司法鑑定事務所は民間司法鑑定組織であって、金融部門、銀行部門、建設部門、骨董古美術部門、考古遺物部門、著作権部門において設立される。
2. 司法鑑定官 1 名によって設立される司法鑑定事務所は、個人事業として構成、操業されるものとする。

2名以上の司法鑑定官によって設立される司法鑑定事務所は、パートナーシップとして構成、操業されるものとする。

司法鑑定事務所の法定代表者は、当該司法鑑定事務所長とする。司法鑑定事務所長は、司法鑑定官でなければならない。

第15条 司法鑑定事務所の設立条件

1. 司法鑑定官は、下記に掲げる条件を満たした場合に司法鑑定事務所を設立することができる。
 - a) 司法鑑定官として5年以上の経歴があり、司法鑑定事務所の設立を提案された場合。
 - b) 本法律第16条第2項第d号の規定に基づいて作成された事業計画書がある場合。
2. 幹部公務員、公務員、軍将校、人民公安員、職業軍人、または国防軍職員は、司法鑑定事務所を設立してはならない。

第16条 司法鑑定事務所設立の許可

1. 活動本部のある省級人民委員会の議長は、司法局局长の提案があったときは、司法鑑定事務所の設立の許可を検討、決定するものとする。
2. 司法鑑定官は、司法鑑定事務所設立の許可を得るため、申請書類を作成の上、司法局に提出しなければならない。申請書類には、下記の事項を含むものとする。
 - a) 設立許可申請様式。
 - b) 司法鑑定官任命書の写し。
 - c) 司法鑑定事務所の組織および活動に関する社内規則案。
 - d) 司法鑑定事務所設立のために作成された事業計画書には、設立の目的、予定商号、人員、本部事務所の住所、および、鑑定分野を管轄する国務担当省・省級機関の定める鑑定設備、機器、方法、さらには実施計画を明記しなければならない。
3. 司法局局长は、有効かつ不備のない許可申請書を受領した日から起算して30日以内に、司法鑑定分野を管理する省級人民委員会の専門機関の長と協議して、当該司法鑑定事務所の設立

許可申請書について検討した後、省級人民委員会議長に対して、その検討と決定のために当該許可申請書を提出しなければならない。

省級人民委員会議長は、司法局が許可申請書を提出した日から起算して15日以内に、法鑑定事務所の設立許可について検討、決定するものとする。不許可の場合は、その理由を明記して書面で通知しなければならない。不許可になった人物は、法律に基づいて、不服申立てまたは訴訟を起こすことができる。

第17条 司法鑑定事務所の事業登録

1. 省級人民委員会議長が設立許可を決定した日から起算して1年以内に、当該司法鑑定事務所は司法局に事業登録を行うものとする。

省級人民委員会議長が設立許可を決定した日から起算して1年以内に、当該司法鑑定事務所が事業登録を行わなかった場合は、当該司法鑑定事務所の設立許可の決定は失効するものとする。

2. 司法鑑定事務所は、司法局に対して事業登録書を提出しなければならない。当該事業登録書には、下記に掲げる事項を含むものとする。

- a) 事業登録申請。
- b) 司法鑑定事務所の組織および事業に関する社内規則。
- c) 司法鑑定事務所の実施する事業が、本法律第16条第2項第d号の規定に従って作成された事業計画書に基づいていて、かつ適格であることを保障する証明書類。
- d) 司法鑑定事務所の設立許可決定書の写し。

3. 司法局は、有効かつ不備のない登録申請書を受領した日から起算して30日以内に、司法鑑定分野を管理する省級人民委員会の専門機関の長と連携して、本法律第16条第2項第d号の規定に従って作成された事業計画書および受け付けられた事業登録に基づく諸条件の達成具合を監査するものとする。不許可の場合は、その理由を明記して書面で通知しなければならない。また、当該設立許可決定の取消しについての検討と判断のために、省級人民委員会議長に報告しなければならない。不許可になった人物は、法律に基づいて、不服申立てまたは訴訟を起こすことができる。

4. 司法鑑定事務所は、事業登録が受け付けられた日から事業を開始することができる。

第4章

事件司法鑑定人および司法鑑定組織

第18条 事件司法鑑定人

1. ベトナムに在住するベトナム公民で、下記に掲げる全ての基準を満たす者は、審査を受け、事件司法鑑定官に任命される権利を有するものとする。

- a) 健康で、道徳的な人柄の持ち主。
- b) 大学卒またはそれ以上の学歴があり、また実習面で5年以上の専門活動の経歴がある者。

2. 大学卒の学歴を持たない人物であっても、鑑定を必要とする分野の深い知識と実務経験があれば、事件司法鑑定官に任命することができる。
3. 事件司法鑑定人は、本法律に規定する鑑定意見を求められたとき、または鑑定を要求されたときに、鑑定を実施するものとする。事件司法鑑定人は、本法律第 11 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 6 項、および第 7 項に規定の権限と義務を有するものとする。

第 19 条 事件司法鑑定組織

1. 事件司法鑑定組織は、下記に掲げる条件を満たさなければならない。
 - a) 法人身分であること。
 - b) 鑑定意見の要請または鑑定要求に叶った専門活動が可能なこと。
 - c) 司法鑑定の実施を保障する幹部専門家および設備の条件が整っていること。
2. 事件司法鑑定組織は、本法律に規定する鑑定意見を求められたとき、または鑑定を要求されたときに、鑑定を実施するものとする。組織の長は、採用、配属する司法鑑定実施者について、責任を負わなければならない。
3. 各国務担当省、省級機関、政府機関、および省級人民委員会の専門機関は、鑑定意見要請人の要請があった場合のみ、司法鑑定を実施するものとする。

第 20 条 特定の事件毎の、および事件鑑定組織毎の司法鑑定名簿の作成・発行

1. 建設省、財務省、文化体育観光省、情報通信省、計画投資省、天然資源環境省、運輸省、科学技術省、農業・農村開発省、ベトナム国家銀行、各国務担当省、省級機関、および各省級人民委員会は、訴訟手続きに関する鑑定要求に対応するために、各自の管理管轄権下にある、特定の事件毎の、および事件鑑定組織毎の司法鑑定名簿の編纂、作成、年次発行を実施しなければならない。

当該名簿は、専門鑑定、経験、事件司法鑑定人としての法的資格、事件司法鑑定組織についての情報を添付の上、各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会のポータル・サイトに掲載し、同時に、司法鑑定官の総合名簿発行のため、当該名簿を司法省に送付するものとする。

2. 例外的な場合に、司法鑑定を実施するため、鑑定意見要請人は発行済の司法鑑定名簿に掲載されていない個人専門家または専門組織に鑑定意見を求めることができるが、その理由を明示しなければならない。

訴訟手続き執行機関または執行人の要求に応じて、各国務担当省、省級機関、および鑑定分野を管理する省級人民委員会の専門機関は、司法鑑定を行う資格のある個人専門家または専門組織を、発行済の司法鑑定名簿に追加掲載しなければならない。

第 5 章

司法鑑定活動

第 21 条 鑑定意見要請人の権限と義務

1. 鑑定意見要請人は、下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 鑑定実施に際し、本法律第 2 条第 4 項に規定する個人または組織に鑑定意見を求めること。
 - b) 本条第 1 項第 a 号に定める個人または組織に対して、既に要請済みの鑑定内容について、期限内に鑑定結論を出すよう要求すること。
 - c) 司法鑑定を実施した個人または組織に対して、鑑定結果の説明を要求すること。
2. 鑑定意見要請人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 鑑定を必要とする事件の性質と要求内容に応じて、鑑定組織または個人を選任すること。
 - b) 鑑定意見を求める決定を書面にすること。
 - c) 司法鑑定を実施する個人または組織の要求に応じて、鑑定対象と関連する情報および書類を提供すること。
 - d) 鑑定意見を求めるときは、司法鑑定費用を前払いすること。鑑定結論を受けたときは、鑑定を実施した個人・組織に対して、鑑定費用を全額即時払いで支払うこと。
 - dd) 鑑定実施過程において、または司法鑑定の証人として訴訟手続きに参加するにあたって、司法鑑定人の身の安全を保障すること。

第 22 条 鑑定要求人の権利と義務

1. 鑑定要求人は、訴訟手続き執行機関または執行人に対し、書面で、鑑定意見を求めるよう要求することができる。訴訟手続き執行機関または執行人は、当該要求を受け入れない場合は、7 日以内に鑑定要求人に書面でその旨通知しなければならない。当該期日が徒過した後、または鑑定意見の要請の拒否通知を受領した日以降は、鑑定要求人は自身で鑑定を要求する権利を有するものとする。
2. 鑑定要求人は、下記に掲げる権利を有するものとする。
 - a) 司法鑑定を実施する個人または組織に対し、既に要求した鑑定内容に応じて、合意した期限までに、鑑定結論を出すよう要求すること。
 - b) 司法鑑定を実施した個人または組織に対して、鑑定結論の説明を要求すること。
 - c) 裁判所に対して、司法鑑定を実施した鑑定人を召喚し、裁判に出廷し、鑑定結論に関して説明・発表させるよう要求すること。
 - d) 訴訟手続き執行機関または執行人に対して、再度、鑑定意見を求めるよう要求すること。本法律第 29 条第 1 項の規定に従って、追加鑑定を要求すること。
3. 鑑定要求人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 司法鑑定人が必要とする、鑑定対象に関連する情報や書類を提供すること。また、自身が提供した情報や書類の正確さに対して責任を負うこと。
 - b) 鑑定意見を求めるときは、司法鑑定費用を前払いすること。鑑定結論を受けたときは、鑑定を実施した個人・組織に対して、鑑定費用を全額即時払いで支払うこと。

4. 鑑定要求人は、裁判所が事件を第一審公判に付す以前に限って、鑑定要求の権利を行使することができる。

第 23 条 司法鑑定実施時の司法鑑定人の権限と義務

1. 司法鑑定人は、下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 鑑定要求の内容に応じて、鑑定実施に必要なかつ適切な方法を選定すること。
 - b) 司法鑑定を実施する個人または組織が鑑定に寄与するために実施した実験、追加テストの結果、または鑑定結論を活用すること。
 - c) 何物にも左右されず、独立して鑑定結論を出すこと。
2. 司法鑑定人は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 司法鑑定の実施原則を遵守すること。
 - b) 鑑定要求内容に応じた鑑定を実施すること。
 - c) 鑑定を実施し、要求される期限内に鑑定結論を回答すること。鑑定の実施において、更に時間が必要な場合は、速やかに鑑定を要請・要求した人物にその旨通知すること。
 - d) 鑑定記録を編纂すること。
 - dd) 鑑定業務に関連する鑑定サンプルおよび書類を保存すること。
 - e) 鑑定意見要請人または鑑定要求人の書面による同意がない限り、他の人物に鑑定結果を伝えてはならない。
 - g) 自身が出した鑑定結論に対して、個人的責任を負うこと。意図して虚偽の鑑定結論を出し、個人または組織に損害を与えた場合は、法律に定める損害賠償金や補償金を支払わなければならない。
3. 本条第 1 項および第 2 項に規定する権限と義務に加えて、司法鑑定人は、訴訟手続き関連法に定めるその他の権限と義務を有するものとする。

第 24 条 鑑定意見を求められ、鑑定を要求された組織の権限と義務

1. 鑑定意見を求められ、鑑定を要求された組織は、下記に掲げる権限を有するものとする。
 - a) 鑑定意見要請人または鑑定要求人に対して、鑑定に必要な情報や書類を要求すること。
 - b) 当該鑑定業務を実施するのに必要な資格を持たない場合は、鑑定実施を拒否すること。
 - c) 鑑定意見を求められたときは、司法鑑定費用の前払いを受けること。鑑定結論を出したときは、鑑定費用を全額即時払いで支払われること。
2. 鑑定意見を求められ、鑑定を要求された組織は、下記に掲げる義務を負うものとする。
 - a) 自身の鑑定実施組織による鑑定意見の提出や鑑定要求への対応に叶う専門能力を有する人物を採用し、鑑定業務に任命すること。また、複数の人物が鑑定の実施に当たる場合に、当該人物を鑑定実施の調整責任者に任じたときの当人の専門能力について、責任を負うこと。

- b) 鑑定の実施に必要な設備、機器、およびその他の必要な条件を保障すること。
- c) いずれかの鑑定人が、任ぜられた鑑定業務において故意に虚偽の鑑定結論を出して、個人または組織に損害を及ぼした場合は、損害を賠償すること。
- d) 鑑定意見要請人または鑑定要求人に対して、鑑定意見の要請決定書または鑑定要求書を受領した日から起算して5営業日以内に、鑑定の諾否を書面で通知すること。拒否する場合は、その理由を明記すること。

第 25 条 司法鑑定意見の要請

1. 鑑定意見要請人は、書面で司法鑑定意見の要請を決定するものとし、当該決定書を、鑑定物および関連物品があればその物品も添付の上、鑑定を実施する個人または組織に送付するものとする。
2. 鑑定意見の要請決定書には、下記に掲げる事項を記載しなければならない。
 - a) 鑑定意見を求める機関の名称。鑑定意見の要請を許可した人物の氏名。
 - b) 組織名称。鑑定意見を求める人物の氏名。
 - c) 鑑定物の名称および特性。
 - d) 関連書類の名称。比較見本があれば、それも添付すること。
 - dd) 鑑定要請の内容。
 - e) 鑑定意見要請年月日、および鑑定結論費用支払い期限。
3. 追加鑑定意見または再鑑定意見を求める場合は、当該決定書に、追加鑑定意見または再鑑定意見と明記しなければならない。

第 26 条 民事事件、行政事件、および刑事事件における司法鑑定要求

1. 鑑定要求人は、鑑定物、関連書類、関連物品があればその物品、および、自身が民事事件、行政事件の当事者であること、または民事原告、民事被告、刑事事件の利害関係人、またはそのいずれかの法定代理人であることの証明書類の写しを添付の上、鑑定要求書を、鑑定実施人または鑑定実施組織に送付しなければならない。
2. 司法鑑定要求書には、下記に掲げる事項を記載しなければならない。
 - a) 鑑定要求組織の名称、または鑑定要求人の氏名。
 - b) 鑑定要求内容。
 - c) 鑑定物の名称および特性。
 - d) 関連書類の名称。比較見本があれば、それも添付すること。
 - dd) 鑑定要求年月日、および鑑定結論費用支払い期限。
 - e) 鑑定要求人の氏名および署名。

第 27 条 鑑定記録、鑑定意見請求物、鑑定要求物の受渡し

1. 鑑定記録、鑑定意見請求物、鑑定要求物の受け渡しについては、鑑定実施人または鑑定実施組織と、直接郵送で行うものとする。
2. 鑑定記録、鑑定意見請求物、鑑定要求物の受渡しについては、文書に記録しなければならない。当該受渡し簿には、下記に掲げる内容を記載しなければならない。
 - a) 鑑定記録の受渡し時刻、場所。
 - b) 鑑定物の送付側および受領側の代表者の氏名。
 - c) 鑑定意見請求決定書または鑑定要求書。鑑定物。関連書類・物品。
 - d) 受渡し時の、鑑定物、関連書類・物品の保存方法。
 - dd) 受渡し時の、鑑定物、関連書類・物品の状態。
 - e) 鑑定物の送付側および受領側の代表者の署名。
3. 鑑定記録、鑑定意見請求物、および鑑定要求物の郵送に当たっては、整理番号付きの方式で送らなければならない。整理番号付きの方式で送られた鑑定記録を受領する側の個人および組織は、本条第2項の規定に従い、開封時に記録を取って保管しなければならない。
4. 対象が人間である法医学鑑定および司法精神鑑定の対象の受渡しについては、鑑定意見要請人および鑑定要求人は、鑑定実施人または鑑定実施組織と協力しつつ、鑑定実施中の鑑定対象の管理について主たる責任を負うものとする。
5. 複雑な鑑定を実施するときは、鑑定実施人または鑑定実施組織は、法律に別途定めのない限り、鑑定意見要請人または鑑定要求人に対する鑑定物の引き渡しに責任を負うものとする。

鑑定意見要請人および鑑定要求人は、法律に基づいて、鑑定対象物の引き取りに責任を負うものとする。

鑑定終了後の鑑定物の再受渡しについては、本条第2項および第3項の規定に基づいて実施するものとする。

第28条 個人鑑定と集団鑑定

1. 個人鑑定とは、1人の人物が行う鑑定を意味する。集団鑑定とは、2名以上の人物が行う鑑定を意味する。
2. 個人鑑定の場合は、1人の鑑定官が鑑定を行い、鑑定結論に署名し、当該鑑定結論に対して個人的に責任を負うものとする。
3. 専門分野における集団鑑定の場合は、鑑定を請負った複数の鑑定官が統合鑑定結論書に署名し、当該結論に対して共同責任を負うものとする。意見の相違が生じた場合は、異なった意見を持つ鑑定官は、鑑定結論書に当該意見を記述し、この記述に責任を負うものとする。

互いに異なった多くの専門分野における集団鑑定の場合は、各鑑定官が自身の専門分野の部分のみを鑑定し、その部分の鑑定結論に責任を負うものとする。

第29条 追加鑑定と再鑑定

1. 追加鑑定は、事件・事故について以前に出された鑑定結論が、不明確、不完全である場合、または当該事件・事故に関して新たな問題が発生した場合に実施するものとする。追加鑑定意見の請求または追加鑑定要求は、初回の鑑定と同様の手順で行うものとする。
2. 再鑑定は、初回の鑑定結論が不正確である証拠が存在する場合、または本法律第 30 条第 2 項に規定する場合に行うものとする。
3. 鑑定意見要請人は自らの意思で、または鑑定要求人の要求に基づいて、再鑑定意見の請求を決定するものとする。鑑定意見要請人は、当該再鑑定要求を拒否する場合は、要求人に対してその旨書面で通知し、理由を明記しなければならない。

第 30 条 鑑定評議会

1. 同一の鑑定内容について、初回の鑑定結論と再鑑定結論の間に差異がある場合は、鑑定意見要請人は二度目の再鑑定を決定するものとする。二度目の再鑑定は、鑑定評議会が実施しなければならない。

省大臣または鑑定分野を管理する省級機関の長は、二度目の再鑑定を実施する鑑定評議会の制定を決定するものとする。鑑定評議会は少なくとも 3 名の構成員から成り、当該構成員は鑑定分野において高度の専門的知識を有し、また名声の高い人物であるものとする。鑑定評議会は、本法律第 28 条第 3 項に規定する集団鑑定の形態によって活動するものとする。

2. 例外的な場合に、最高人民検察院長官または最高人民裁判所長官は、鑑定評議会の鑑定結論が出た後の再鑑定を決定するものとする。

第 31 条 司法鑑定の実施過程記録

1. 司法鑑定の実施者は、鑑定過程および鑑定結果を、書面で迅速、完全、かつ、ありのままに記録しなければならない。
2. 鑑定過程の記録文書は、鑑定記録に編綴しなければならない。

第 32 条 司法鑑定結論

1. 司法鑑定結論とは、鑑定意見請求または鑑定要求内容に基づく鑑定対象に関して、司法鑑定人が記した意見書、見解書を意味する。司法鑑定結論書には、下記に掲げる内容を記載しなければならない。
 - a) 鑑定実施者の氏名、鑑定実施組織の名称。
 - b) 訴訟手続き執行機関の名称、鑑定意見を求める訴訟手続き執行人の氏名、鑑定意見要請書番号、鑑定要求人の氏名。
 - c) 鑑定対象を特定する情報。
 - d) 鑑定意見要請書、または鑑定要求書の受領日時。
 - dd) 鑑定要求の内容。
 - e) 鑑定実施方法。

- g) 対象の鑑定結論。
 - h) 鑑定の執行・完了の日時および場所。
2. 個人鑑定士に対して、鑑定意見を請求または鑑定を要求する場合は、当該鑑定士の署名は、認証法に基づいて認証されなければならない。

鑑定意見を求められ、または鑑定を要求された場合、鑑定実施組織の長は、鑑定結論書に署名捺印しなければならない。また、当該組織は自らの鑑定結論に責任を負うものとする。

第 30 条第 1 項に規定の鑑定評議会が鑑定を実施する場合は、当該評議会の制定を決定した人物は、鑑定結論書に署名捺印しなければならない。また当該評議会の法人身分に関する責任を負わなければならない。

3. 刑事事件の立件を決定する以前に、本法律に定める手順と手続きに従って鑑定が実施された場合は、訴訟手続き執行機関は、当該鑑定結論を司法鑑定結論として使用することができる。

第 33 条 司法鑑定記録

1. 司法鑑定人によって実施された司法鑑定の記録には、下記に掲げる内容を含めるものとする。
- a) 鑑定意見要請決定書、鑑定要求書、および、添付書類があればその添付書類。
 - b) 鑑定対象物、鑑定意見要請書、鑑定要求書の受渡し簿。
 - c) 鑑定の実施過程の記録文書。
 - d) 鑑定画像（もしあれば）。
 - dd) 以前の鑑定結論、または別の鑑定人が行ったテスト、鑑定実験の結果（もしあれば）。
 - e) その他の鑑定関連書類（もしあれば）。
 - g) 司法鑑定結論。
2. 司法鑑定記録は、統一書式によって作成しなければならない。公安省、医療省、他の各省、および省級機関は、最高人民裁判所および最高人民検察院と連携して、司法鑑定記録の統一書式を制定する義務を負うものとする。
3. 司法鑑定を実施する個人または組織は、公文書管理法の規定に従って鑑定記録の保管、保存に責任を負うものとする。
4. 司法鑑定記録については、刑事事件、行政事件、民事事件を解決する管轄権を有する訴訟手続き執行機関または執行人が要求した場合には、これを提出するものとする。

第 34 条 司法鑑定を行ってはならない場合

1. 下記に掲げるいずれかの条件に該当する人物は、司法鑑定を行ってはならない。
- a) 訴訟法により、訴訟手続きへの参加を拒否するか、または別の人物と交代しなければならないと定められているいずれかの状況に該当する場合。

- b) 法律に特段の定めがある場合を除き、既に自身が鑑定した事件・事故の同一の内容の再鑑定を求められた場合。
2. 下記に掲げるいずれかの条件に該当する組織は、司法鑑定を行ってはならない。
- a) 訴訟法に基づき、事件に関係する利害を有する場合。
 - b) 当該組織がその鑑定実施において、客観性および普遍性を維持できないと信ずるに足るその他の根拠がある場合。

第 35 条 司法鑑定における司法共助

1. 外国の司法鑑定組織または個人鑑定人に対する司法鑑定の要請については、鑑定対象が当該国にある場合、または、国内の鑑定組織または個人鑑定士の資格あるいは鑑定設備・機器の状態が、鑑定の必要条件を満たさない場合にのみ行うものとする。
2. 司法鑑定組織および個人鑑定人は、外国の法的訴訟手続きを実施する管轄機関の要求がある場合は、これを引き受け、司法鑑定を実施する責任を負うものとする。
3. ベトナムと外国との司法鑑定に関する司法共助の手順、手続き、および鑑定費用については、司法共助法に規定に従うものとする。

第 6 章

司法鑑定活動における鑑定費用、制度、および政策

第 36 条 司法鑑定費用

鑑定意見要請人または鑑定要求人は、司法鑑定費用法に基づいて、司法鑑定実施組織または司法鑑定人への司法鑑定費用の支払いに責任を負うものとする。

第 37 条 司法鑑定制度および司法鑑定参加人

1. 司法鑑定官、事件司法鑑定人、および司法鑑定人補佐はそれぞれ、国家予算から給与を給付され、管轄国家機関から事件に関わる検視、剖検、遺体掘り出しの実時間鑑定業務を割り当てられ、当該業務に立ち合い、実施し、また事件鑑定の現場において司法鑑定実習を受ける資格を付与されるものとする。
2. 本条第 1 項に規定する事件司法鑑定の場における研修制度に加えて、公的司法鑑定組織に責任を負う司法鑑定官は、諸手当やその他の職務手当を受給する資格を有するものとする。
3. 政府は、本条に関する細則を定めるものとする。

第 38 条 司法鑑定活動政策

1. 民間司法鑑定組織は、政府の制定する優遇政策を享受するものとする。
2. 司法鑑定活動に積極的に貢献した司法鑑定人、司法鑑定組織、および事件司法鑑定組織は、競争顕彰法の規定に基づいて、表彰され、褒賞を与えられるものとする。

3. 各国務担当省、国務担当省級機関、および省級人民委員会は、自らの機能、現状、および管轄権に即して、司法鑑定活動に参加し得る能力を有する専門家、専門組織の関心を引く制度および政策を制定するものとする。

第7章

司法鑑定組織とその活動に対する国家機関の責任

第39条 司法鑑定の国家管理に当たる各機関

1. 政府は、司法鑑定の国家管理を統合するものとする。
2. 司法省は、政府による司法鑑定の国家管理の統合を補助するものとする。
3. 医療省、公安省、国防省、財務省、建設省、文化体育観光省、天然資源環境省、運輸省、科学技術省、農業農村開発省、ベトナム国家銀行、およびその他の国務担当省や省級機関は、各自の管理下にある司法鑑定分野の組織および活動について、司法省と連携して司法鑑定の統合された国家管理を実施し、また政府に対して責任を負うものとする。
4. 省級人民委員会は、自らの職務と権限の執行範囲内で、司法鑑定の国家管理を地域的に行うものとする。

第40条 司法省の職務と権限

1. 司法鑑定の法規範文書、および当該文書の施行要綱を自ら制定すること、または制定管轄権を有する国家機関に提出すること。
 司法鑑定の全般的発展のための戦略、企画、および計画を作成し、首相に提出すること。
 各国務担当省や省級機関と連携して、司法鑑定の各分野の発展戦略、企画、および発展計画を策定すること。
2. 各国務担当省、専門分野を管理する省級機関、および省級人民委員会の決定管轄権下にある公的司法鑑定の団体・研究所の設立に関して、意見書を作成すること。必要な場合、訴訟手続き活動における鑑定の需要を満たすための公的司法鑑定組織を検討、設立するために、各国務担当省級機関および省級人民委員会に提案すること。
3. 司法鑑定官のための法律知識研修計画を策定すること。各国務担当省および省級機関と連携して、専門家、専門職の養成、司法鑑定官のための法律知識研修を構築すること。
4. 司法省の電子ポータル・サイトに掲載する司法鑑定組織および個人鑑定人の総合名簿の情報を収集し、名簿を作成、発行すること。
5. 各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会による公的司法鑑定の管理職務の実施を監督し、また、各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会に対して、司法鑑定組織とその活動に関する報告を要求し、また、全国の司法鑑定組織とその活動に関して、政府に報告すること。
6. 各国務担当省、省級機関、および省級人民委員会組織の、司法鑑定組織とその活動の調査および監査に関わる組織を管掌し、提案すること。

7. 司法鑑定における国際協力の国家管理を実施すること。

第 41 条 各国務担当省および司法鑑定分野の専門職を管理する省級機関の職務と権限

1. 司法鑑定の法規範文書、および当該法規範文書の施行要綱を自ら制定すること、または制定管轄権を有する国家機関に提出すること。
2. 自らの管理管轄権下にある鑑定分野の要求および特性に応じて、司法鑑定活動のための司法鑑定規格または当該規格の適用要綱を制定すること。
3. 司法省と連携しつつ、本法律の規定に従って、自らの管理管轄権下にある司法鑑定組織の設立、統合、および強化を率領すること。
4. 首席司法鑑定官を任免すること。本法律第 20 条第 1 項に規定する事件司法鑑定人・司法鑑定組織の司法鑑定名簿を作成、発行すること。
5. 自らの管轄権下にある司法鑑定組織が、任ぜられた職務の要求を満たすのに必要な資金、鑑定設備、機器、その他の物理的鑑定条件を保障すること。
6. 自らの管理管轄権下にある司法鑑定組織、事件司法鑑定組織、および個人司法鑑定人の鑑定活動の品質評価を毎年実施すること。
7. 自らの管理管轄権下にある司法鑑定事務所の鑑定施設、設備、機器の諸条件を規定すること。
8. 自らの管理管轄権下にある司法鑑定班のための司法鑑定および法律知識の研修計画・プランを策定し、実施すること。
9. 自らの管理管轄権下にある司法鑑定組織とその活動に対する不服申立て、および告訴について、調査し、監査し、解決すること。司法省と連携して、本法律第 40 条第 6 項の規定に基づき、司法鑑定組織とその活動を調査し、監査すること。
10. 自らの管理管轄権下にある司法鑑定の国際協力を実施すること。
11. 毎年、自らの管理管轄権下にある司法鑑定組織とその活動についてまとめ、政府への報告書として司法省に提出すること。

第 42 条 医療省、公安省、国防省の職務と権限

本法律第 41 条に規定する職務と権限に加えて、医療省、公安省、および国防省は、下記に掲げる職務と権限を有するものとする。

1. 医療省は、下記に掲げる職務と権限を有するものとする。
 - a) 法医学鑑定および司法精神鑑定分野の国家管理を実施すること。
 - b) 法医学鑑定および司法精神鑑定分野の専門職規格を制定すること。
 - c) 法医学鑑定官、司法精神鑑定官の専門職基準を制定すること。
 - d) 本法律第 7 条第 1 項第 c 号に定める法医学鑑定・司法精神鑑定専門職のための研修、養成、および認証を実施すること。
2. 公安省は、下記に掲げる職務と権限を有するものとする。

- a) 犯罪科学鑑定分野の国家管理を実施すること。
 - b) 犯罪科学鑑定分野の専門職規格を制定すること。
 - c) 犯罪科学鑑定官の専門職基準を制定すること。
 - d) 本法律第 7 条第 1 項第 c 号に定める犯罪科学鑑定専門職のための研修、養成、および認証を実施すること。
 - dd) 自らの管理管轄権下にある捜査機関制度内において、鑑定意見要請の年間統計を取り、実施された鑑定を評価し、司法鑑定結論を活用すること。
 - e) 自らの管理管轄権下にある捜査機関に、鑑定評価法の条項を適用し、また司法鑑定結論を活用するよう指導すること。
 - g) 自らの管理管轄権下にある捜査機関制度内において、司法鑑定の実施経費を賄う資金を保障すること。
 - h) 自らの管理管轄権下にある捜査機関制度内において、毎年、鑑定意見の要請、実施鑑定の評価、および司法鑑定結論の活用について検討し、司法省に報告書を提出すること。
3. 国防省は、本条第 2 項第 dd 号、第 e 号、第 g 号、および第 h 号に定める職務と権限を有するものとする。

第 43 条 省級人民委員会の職務と権限

1. 省級人民委員会は、下記に掲げる職務と権限を有するものとする。
 - a) 公的司法鑑定組織を設立し、司法鑑定事務所の設立許可を決定し、地域における司法鑑定組織、事件司法鑑定組織の名簿を作成、発行すること。
 - b) 首席司法鑑定官を任免すること。地域級の司法鑑定名簿を作成、発行すること。
 - c) 地域における公的司法鑑定組織の資金、業務設備、基本的施設、およびその他の必要な条件を保障すること。
 - d) 地域において、司法鑑定官のための司法鑑定および法律知識の研修計画を構築すること。
 - dd) 地域における司法鑑定組織、司法鑑定活動の品質評価を、毎年実施すること。地域における司法鑑定官による鑑定班および事件司法鑑定人の質と量、迅速な回答、また訴訟手続き活動に必要な鑑定の品質を保障すること。
 - e) 自らの管理管轄権下にある司法鑑定に対する不服申立て、および告訴について、調査し、監査し、解決すること。司法省と連携して、本法律第 40 条第 6 項の規定に基づき、司法鑑定組織とその活動を調査し、監査すること。
 - g) 司法省に対し、地域における司法鑑定組織とその活動について報告し、また同時に、本法律第 40 条、第 41 条、および第 42 条に規定の国家管理職務の実施に携わる省級機関に対しても報告すること。
2. 司法局は、省級人民委員会による、地域における司法鑑定の国家管理を支援しなければならない。司法局は、省級人民委員会による司法鑑定事務所の活動の管理を補助する専門機関と連携して、これを管掌しなければならない。

省級人民委員会の専門機関は、同級人民委員会による専門司法鑑定分野における国家管理を支援し、また管理分野での司法鑑定組織とその活動について、省級人民委員会に対して責任を負うものとする。当該専門機関はまた、司法局と連携して、同級の省級人民委員会による、地域における司法鑑定の国家管理を支援するものとする。

第 44 条 最高人民裁判所および最高人民検察院の責任

1. 最高人民裁判所または最高人民検察院の業務制度内で、鑑定評価法の条項適用要綱を準備し、司法鑑定結論を評価、活用すること。
2. 最高人民裁判所または最高人民検察院の業務制度内で、司法鑑定結論を活用して鑑定意見要請の統計制度を構築し、鑑定の実施を評価し、また、自身の活動報告書を毎年国会に報告すること。
3. 司法省と連携して統計システムを実施し、司法鑑定意見要請、鑑定実施評価、および鑑定結論の活用について報告すること。
4. 最高人民裁判所または最高人民検察院の業務制度内で、司法鑑定経費を負担する資金、および支払要綱を準備すること。

第 8 章

施行規則

第 45 条 施行期日

1. 本法律は、2013 年 1 月 1 日から施行するものとする。
2. 本法律の施行日以降、司法鑑定令（24/2004/PL-UBTVQH11）は失効するものとする。
3. 本法律の施行日以降、刑事訴訟法、民事訴訟法、および行政訴訟法中の、司法鑑定およびその他の内容に関する各条項については、本法律の条項を準用するものとする。

第 46 条 細則の規定および施行要綱

政府、最高人民裁判所、および最高人民検察院は、本法律の施行に関する細則および施行要綱を制定するものとする。

本法律は、2012 年 6 月 20 日、ベトナム社会主義共和国第 13 回国会において可決された。

国会議長

(署名)

グエン・シン・フン